

一般事業主行動計画策定・変更届

届出年月日 平成28年3月30日

秋田労働局長 殿



(ふりがな) 一般事業主の氏名又は名称  
 (ふりがな) (法人の場合) 代表者の氏名  
 住 所  
 電 話 番 号

しゃかいふくしほうじんあきたけんりつきょうかい  
 社会福祉法人秋田県厚生協会  
 りぢょう かつう  
 理事長 加藤 立郎  
 〒011-0906  
 秋田市寺内後城6-4  
 018-845-4362

一般事業主行動計画を【策定】変更)したので、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条第1項又は第7項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 常時雇用する労働者の数 328人
  - ( 男性労働者の数 95人
  - 女性労働者の数 233人
2. 一般事業主行動計画を【策定】変更)した日 平成28年3月17日
3. 変更した場合の変更内容
  - ① 一般事業主行動計画の計画期間
  - ② 目標又は女性活躍推進対策の内容（既に都道府県労働局長に届け出た一般事業主行動計画策定・変更届の事項に変更を及ぼすような場合に限る。）
  - ③ その他
4. 一般事業主行動計画の計画期間 平成28年4月1日 ~ 平成33年3月31日
5. 一般事業主行動計画の労働者への周知の方法
  - ① 事業所内の見やすい場所への掲示
  - ② 書面の交付
  - ③ 電子メールの送信
  - ④ その他の周知方法  
( ホームページへの掲載 )
6. 一般事業主行動計画の外部への公表方法
  - ① インターネットの利用 (自社のホームページ) / 女性活躍・両立支援総合サイト / その他  
( )
  - ② その他の公表方法  
( )
7. 女性の職業生活における活躍に関する情報の公表の方法
  - ① インターネットの利用 (自社のホームページ) / 女性活躍・両立支援総合サイト / その他  
( )
  - ② その他の公表方法  
( )
8. 一般事業主行動計画を定める際に把握した女性の職業生活における活躍に関する状況の分析の概況
  - (1) 基礎項目の状況把握・分析の実施 ( 済 )
  - (2) 選択項目の状況把握・分析の実施 (把握した場合、その代表的なもののみを記載)  
( )

一般事業主行動計画の担当部局名	法人本部
(ふりがな) 担当者の氏名	じむいん いだ ひでき 事務員 石田 英樹

平成28年 3 月17日

# 秋田県厚生協会行動計画

女性職員が個性と能力を職業生活において十分に発揮できるよう、次のよう  
に行動計画を策定する。

## 記

1. 計画期間 自 平成28年 4 月 1 日  
至 平成33年 3 月31日
2. 本会の課題
  - ・ 全職員に占める女性職員の割合が高く、管理職（課長以上）や役付職員（係長以上）に占める女性職員の比率も比較的高い（ともに直近3ヶ年実績で30%超）が、施設長は男性職員だけである。
3. 目 標
  - ・ 施設長 5 名のうち、1 名を女性職員から登用する。
4. 取組内容と実施時期
  - ・ 平成28年 4 月 ～ 人事制度委員会で人事評価のあり方について検討
  - ・ 平成28年 8 月 ～ 女性活躍推進法に規定する事項について、法人内研修を実施
  - ・ 平成28年12月 ～ 業務、人事等に関する提案や職場環境等日頃悩んだり不満に思っていることについてのアンケート及び面接を実施
  - ・ 平成29年 2 月 ～ アンケート、面接を踏まえて人事計画を策定。理事会と管理職で随時協議し課題共有をはかる
  - ・ 随 時 ～ 適正な人員配置のため積極的な人材確保に努める。  
～ 産業医及び安全衛生委員会と連携し必要な対策を検討する。

# 数 値 目 標

平成28年 2 月29日現在

I 役付職員（係長職）に占める女性の比率

8 人（23名中） — 34.78%

II 管理職（課長職）に占める女性の比率

4 人（13名中） — 30.77%

III 施設長に占める女性の比率

0 人（5 名中） — 0%